

売買取引の条件

| | |
|--|--|
| 取扱品目 | 花き全般(切花・切葉類・枝物類及びその加工品並びに鉢物類、苗木類等) |
| 営業日 | 東京都大田市場花き部の開場日 |
| せり開始時間 | 開場日の午前7時 |
| 出荷者に関する事項 | |
| 委託品販売手数料 8% | 仕切り書毎の税抜卸売金額に100分の8を乗じて算出した金額に、消費税率(標準税率)を乗じて算出した金額を加算した金額とし、卸売金額(消費税及び地方消費税を含む金額とします。)より控除するものとします。委託品販売手数料計算により生ずる円未満の端数は四捨五入します。 |
| 荷扱い料 100円もしくは50円 (消費税抜きの単価) | 物品の取扱に当り、以下の通りの荷扱い料を卸売金額より控除するものとします。(この金額に消費税及び地方消費税を乗じて算出した金額とします) 販売1口当たり100円の荷扱い料とします。但し、物流の合理化に資する容器については50円とします。例外として苗木についての荷扱い料は50円とします。 物流の合理化に資する容器について 物流の合理化に資する容器とは、会社の自動仕分け装置に入る以下に示す荷姿の容器とします。 最小：(幅150mm × 高さ50mm × 長さ500mm) 最大：(幅460mm × 高さ400mm × 長さ1500mm) 原則として長方形の箱形のもので、重量は20kgまでとします。 |
| その他出荷者が負担する費用 | 通信費、運送料、売買仕切金等の送金料、保管料、調整費、その他会社が立替えた費用とします。 |
| 物品の引渡し場所 | 物品の引渡しは市場内の卸売場で行うこととします。ただし、会社が引渡し場所を指定した場合は、当該場所において物品の引渡しを行うこととします。 |
| 支払方法 | 出荷者の指定する銀行口座に振込支払う。 |
| 支払い期日 | 売買仕切金及び買受金の支払については、出荷者と特約がないかぎり毎月15日及び月末に締め、各々締め日から10日以内に支払う。 |
| 出荷奨励金 | 出荷奨励金の支出基準は東京都の「花きにおける卸売業者の出荷奨励金の交付に関する指針」に基づき次のとおりとします。 1 交付の対象 (1)交付の対象者 出荷者が組織する団体(単位農協以上)及びこれに準ずる団体で、共選共販等、市場業務の改善に資する体制にある団体。 (2)品目 切花(切葉・切枝を含む。) 2 交付の基準 |

| | |
|----------------|---|
| | <p>(1) 交付率 前年の 1 月から 12 月における東京都の全市場（地方卸売市場を含む。）に対する委託品（共選共販品）の出荷実績が、単位農協は税抜 5 億円以上、県単位以上の出荷団体は税抜 10 億円以上の場合について千分の 3 以内に相当する額。</p> <p>(2) 加算率 上記 1 の対象となった団体のうち、卸売業者ごとの出荷実績が税抜 5 億円を超える単位農協で、共選共販等で、市場業務の改善に特に顕著な実績があると認められる場合には、当該市場分について千分の 2 以内の加算をすることができる。</p> <p>3 出荷奨励金の交付算定 東京都花き市場協同組合がこれを行う。</p> |
| 買受人に関する事項 | |
| 買受人が負担する費用 | <p>1 取引契約書締結に係る費用（印紙代・保証金・その他実費）</p> <p>2 取引に係る費用 支払い時期及び方法は取引契約によるものとします。</p> <p>(1) 買上代金</p> <p>(2) 保管料 卸売を受けた物品を正当な理由がなく引き取らなかった時に保管のために要した費用。</p> <p>(3) 差損金 前項の物品または買い間違い等により再販をした場合において、その卸売価格が当初の卸売価格より低いときはその差額。</p> |
| せり及び入札以外の取引の参加 | 会社と取引契約を締結した買受人とします。 |
| せり及び入札取引への参加 | 会社と取引契約を締結した仲卸及び売買参加者とします。 |
| 買上物品の引渡しの方法 | <p>1 会社は卸売をした物品について、買い受けた買受人が明らかになるように、その物品に買受人番号を印字したシールを貼る、または買受人番号を物品に直接記入する。</p> <p>2 買受人本人が買上伝票と買上商品を照合のうえ、間違いがないことを確認したうえで取引後速やかに引き取るものとします。</p> |
| 買受人の遵守事項 | <p>1. 東京都中央卸売市場条例及び条例施行規則並びに関係法令</p> <p>2. 市場取引委員会が定めた規則</p> <p>3. 卸売会社と締結した取引契約書</p> |